

2024 年 6 月 18 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 佐々木 浩二

「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力について

(厚生労働省からのお知らせ)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、このほど厚生労働省より「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力要請がありました。本調査は、昨年 11 月に策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実施状況のフォローアップとして、公正取引委員会が実施するものです。構造的な賃上げの原資を確保できる取引環境を整備することを目的とした、政府を挙げての取り組みです。

調査票が届いていない会員におかれましても、公正取引委員会のウェブサイト（下記）から回答が可能です。積極的にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

【公正取引委員会 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査回答 URL】

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

【別添資料】（下記 QR コードよりダウンロードをお願いします）

- ・事務連絡文書（厚生労働省、公正取引委員会、内閣官房）
- ・《参考》労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房、公正取引委員会）
- ・《参考》価格交渉促進パンフレット（全国協会）



以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

事務連絡
令和6年6月12日

関係団体各位

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に
関する特別調査」への協力依頼について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現時点で、令和6年の春季労使交渉の賃上げ率は33年ぶりの高い伸びとなっているものの、今後、賃上げの流れを一層波及させ、構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

昨年11月、内閣官房及び公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定しましたが、本指針をより実効的なものとするためには、発注者と受注者の双方が本指針に記載の「12の行動指針」に沿って対応することが重要です。

今般、公正取引委員会は、本指針の実施状況についてフォローアップするため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度特別調査」という。）を開始しました（別添参照）。

については、政府を挙げて高い回答率が求められる令和6年度特別調査に関して、貴団体から、会員企業等に対する調査への協力依頼について、御協力、御配慮をお願いします。この際、調査票が届いていない企業も、公正取引委員会のウェブサイトから回答できる旨、周知をお願いします。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて

令和6年6月7日
公正取引委員会

公正取引委員会は、取引の公正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施することとし、令和6年5月30日から開始しました。

本件調査は、令和5年12月27日に公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」^(注)等を踏まえ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）の取組状況のフォローアップ、令和5年度の特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表の対象となった事業者10名の価格転嫁円滑化の取組に関するフォローアップなどを内容とするものです。

また、本日、11万名の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしました。

本件調査は、調査票が届いていない事業者であっても回答できるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しておりますので、事業者の皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

(注) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施します。そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、令和6年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室
電話 03-3581-1882 (直通)
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の
フォローアップのための特別調査について

令和6年6月7日
内閣官房
新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課

- 1 現時点で、令和6年の春季労使交渉の賃上げ率は33年ぶりの高い伸びとなっているものの、今後、賃上げの流れを一層波及させ、構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。
- 2 昨年11月、内閣官房及び公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定したが、本指針をより実効的なものとするためには、発注者と受注者の双方が本指針に記載の「12の行動指針」に沿って対応することが重要である。
今般、公正取引委員会は、本指針の実施状況についてフォローアップするため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度特別調査」という。）を開始した（別添参照）。
- 3 本調査は、令和5年度の特別調査に引き続き、11万名の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしているものであり、本指針の徹底状況を把握するためにも、高い回答率を確保していくことが求められる。
- 4 ついては、令和6年度特別調査に関して、各省庁から、業界団体を始め、関係する団体等に対する周知及び調査への協力をお願いしたい。

「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送
開始及び積極的な情報提供のお願いについて

令和6年6月7日
公正取引委員会

公正取引委員会は、取引の公正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施することとし、令和6年5月30日から開始しました。

本件調査は、令和5年12月27日に公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」^(注)等を踏まえ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）の取組状況のフォローアップ、令和5年度の特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表の対象となった事業者10名の価格転嫁円滑化の取組に関するフォローアップなどを内容とするものです。

また、本日、11万名の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしました。

本件調査は、調査票が届いていない事業者であっても回答できるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しておりますので、事業者の皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

(注) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施します。そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、令和6年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室
電話 03-3581-1882 (直通)
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>